

平成30年第12回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成30年12月25日（火） 13時38分開会
14時56分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

西 広美

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鶴本 八郎
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育課参事	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
学校給食センター所長	外園 満
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

・ 日程第1 議案第57号 指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について

- ・日程第2 報告第14号 平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）教育委員会関係分の決定について
 - ・日程第3 議案第58号 時遊館COCCOはしむれ特別企画展の特別観覧料の設定について
- (8) その他
(9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただいまから、平成30年第12回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、西職務代理者が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

平成30年第11回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

まず、11月30日に市内の中学校2年生全員、市民会館に集まってお楽しみして、弁論大会及び英語スピーチ・スキット大会を実施しました。本年度は2回目でしたけれども、それぞれ内容も充実してきていると思ったところでした。

2番目は、市の研究協力校として、大成小学校で道徳の研究公開をしていただきました。

4番目ですが、第33回いぶすき産業まつり。今年から、なのはな館で実施していただいて、これまでとは違う雰囲気の中で、たくさんの市民の方々が参加し、賑やかに開催されたところでございます。

5番目は、12月9日の日曜日に、市営陸上競技場を発着とする第59回南日本10kmロード通信競技大会、女子は3kmで実施をされました。6番目に書いてあります、県下一周駅伝・県地区対抗女子駅伝の選手選考も兼ねていたところですが、午後には結団式が行われて、1月の地区対抗女子駅伝と2月の県下一周駅伝大会に向けて、強化練習会等を頑張っていたところですが、大会まで健康管理等を十分に気を付けていただきたいと思います。

7番目は、市議会定例会本会議の一般質問が2日間にわたって行われました。資料に書いてある議員の皆様方が、そのような内容等でご質問をされました。特に小学校の再編、エアコン整備。市営野球場の整備については、具体的に計画が進んでおりますのでスポーツ振興課の報告の中で、現状等を報告していただければ大変有難いと思います。

8番目、指宿市と千歳市の青少年相互交流事業冬季交流。夏休みには、千歳市から6年生が16名お出でになりましたけれども、12月22日から指宿市の6年生16名が、引率の3名と一緒に千歳市のほうに出発しました。今晚の19時半頃に帰ってくる予定となっております。状況等の詳しいことは、学校教育課の報告の中で触れてくだされば有難いと思います。

最後に、12月23日の日曜日に、指宿商業高校の吹奏楽定期演奏会が市民会館で行われたところです。部員が少なくなるということで、大変苦勞をされているようですが、南指宿中学校、西指宿中学校、山川中学校、開聞中学校の卒業生の皆さん方が、吹奏楽部に入部して頑張っている姿が観られたところです。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開等については、全て公開の取扱いといたします。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入ります。

まず、日程第1議案第57号、指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第1議案第57号、指宿市教育委員会の事務の管理及び執行の点検及び評価について、提案のご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、別紙のとおり承認を得たいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第2号の規定に基づき議決を求めるものであります。

資料2の9ページをお開きください。

外部評価委員会設置の根拠法令であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条を抜粋しておりますが、第26条第1項では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。このようなことから、指宿市教育委員会では平成21年度から事務事業評価制度を導入しており、本年度は3事業の点検・評価を行っております。

評価方法につきましては、7月の定例教育委員会でご説明いたしましたとおり、事務事業に対して担当課が自己評価したものについて、外部評価委員5人の皆様から意見・提言等をいただいておりますので、これに基づき最終的に教育委員会で今後の事務の展開を判断していただき、その結果を踏まえ次年度以降の事務事業に反映していくものであります。

点検・評価を行った事業に関する報告案につきましては、各担当課長等が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

(中島室長)

それでは、学校整備室の評価対象事業について、ご説明いたします。

3ページの事務事業の点検・評価の内容及び結果と併せまして、資料1平成30年度教育委員会の事務の点検・評価 事務事業評価シートと、資料2の外部評価委員の意見・提言の資料で説明させていただきます。

まず、資料1の1ページをお開きください。

学校整備室の評価対象とした事務事業名は、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価でございます。まず、学校施設環境改善に係る施設整備計画についてでございますが、同計画は、学校施設環境改善交付金を申請する際に、同時に提出いたします学校施設の整備計画の資料となるものでございます。申請する年度から3年間分の計画となっているところでございます。

中ほどにある指標の欄の活動指標の項目ですが、平成28年度・29年度に施工した体育館につきましては、柳田小学校、丹波小学校、山川小学校、川尻小学校、魚見小学校の5校。平成28・29年度に改修したトイレにつきましては、山川小学校、大成小学校、開聞小学校の3校となります。平成29年度に改修した浄化槽は、柳田小学校の1校でございます。成果指標としまして、達成状況としては、体育館における非構造部材の耐震化計画の進捗状況、平成29年度末76.5%、トイレの洋式化の進捗状況、平成29年度末26.5%、柳田小学校のプール移転の進捗状況、平成29年度末10.8%で事業費ベースとなっております。

次の欄の今後の活動展開及び波及効果としましては、小中学校のすべての体育館において、年次的・計画的に非構造部材の耐震化工事を進め、平成33年度を目処に耐震化完了を目指す。残り3小学校となっております、開聞小学校、今和泉小学校、池田小学校となります。トイ

レの洋式化率が低い学校を優先して、年次的・計画的にトイレの洋式化を進め、平成33年度までに洋式化率概ね38%を目指すとしております。それから、平成30年度に柳田小学校のプールを移転させるということで、これにつきましては現在、工事対応中でございます。

2ページの中ほどをご覧ください。

この事業につきまして、学校整備室の自己評価でございます。3の事務事業の改革・改善の方向性についてでございますが、一次評価としましては、今後の改革・改善の方向性は、現状のままで継続、今後の方針は、手段の改善で、下の③の改革・改善の内容としましては、学校施設については、体育館の非構造部材の耐震化工事や併せて実施する大規模改造工事、またはトイレ改修工事等を行ってきたが、今後は、学校再編等を見据えながら、校舎の非構造部材の耐震化工事等やトイレの洋式化、エアコンの設置等について、国・県の交付金や有利な起債等を活用して、計画的または優先的に実施していきたいとしたところでございます。

ここで、資料2の1ページをご覧ください。

この1次評価に基づき、開催いたしました外部評価委員会では、委員からは、主に①トイレの洋式化について、②非構造部材の耐震化について、③教育環境づくりについて、④危険ブロックの改修について、⑤エアコンの設置について、⑥老朽化対策工事や耐震工事についての6項目のご意見をいただき、対応等について回答したところであります。

それでは、議案資料の3ページをご覧ください。

外部評価委員からの意見を受けまして、妥当性、効率性は妥当としましたが、有効性については、見直し必要といたしました。評価のまとめ、課題等としましては、ブロック塀の撤去やエアコン設置など緊急的に取り組まなければならない事案が今後も出てくると思われるが、校舎の非構造部材の耐震化工事等やトイレの洋式化など、国・県の交付金や有利な起債等を活用しながら、計画的または優先的に実施に努める。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金制度による小中学校普通教室へのエアコン設置、体育館の非構造部材の耐震化や大規模改造、洋式化率の低い学校トイレの洋式化、学校無線LANの整備などを実施し、教育環境の質的向上を図るとしたところでございます。

以上で、学校整備室分の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(中山課長)

それでは、学校教育課の評価対象事業、特別支援教育支援員配置事業についてご説明いたします。

資料1の3ページをお開きください。

特別支援教育支援員配置事業は、教育基本法の改正により障がいのある者への教育上の支援に関する規定が新たに加えられたことや、改正学校教育法で全ての学校で特別支援教育を推進することが法律上明記されたことを受けて、平成19年度から開始されたところです。この特別支援教育支援員配置事業の目的としましては、LD、ADHD等の教育上配慮を必要とする児童生徒に対して、思いに寄り添った温かい支援をおこなうことで、安心して学校生活を送れるような環境を整えることであります。今回は、事業開始から10年以上経過し、支援の必要な児童生徒が年々増加している現状のため、教育的ニーズに応じた特別支援教育支援員の役割をさ

らに充実させていく時期に来ているという観点で、外部評価委員会での協議をお願いしたところ
です。

4ページをお開きください。

事務事業の担当課が自己評価する一次評価では、①今後の改革・改善の方向性としては、現状のまま継続、今後の方針は拡大とし、理由としては、児童生徒や保護者の思いに寄り添った温かい支援を行うことで、学校も落ち着いた学習環境を整えられている。一方、支援を必要とする児童生徒数は、年々増加傾向にあり、教育的ニーズに応じた特別支援教育支援員の役割を充実させたいとしています。③改革・改善の内容として、特別支援教育支援員が配置できていない小学校1校、週4日配置の小学校2校、週3日配置の小学校2校、兼務のみで週3日配置の中学校1校という状況から、市内17の小・中学校全てに特別教育支援員を常駐させ、学習環境を充実させたいとしたところであります。

資料2の3ページをお開きください。

この一次評価に基づいて開催した外部評価委員会では、年々、支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることから、全ての学校に特別支援教育支援員を配置することや、勤務形態、資格の改善・見直し等の意見をいただいたところでございます。

再度、資料1の4ページをお開きください。

こうした外部評価委員からの意見を受けて、教育委員会が評価する二次評価では、①二次評価の結果である妥当性・効率性・有効性については、いずれも妥当とし、②今後の改革・改善の方向性は、現状のまま継続、今後の方針は拡大とし、③改革・改善の内容は、支援の必要な児童生徒が増加する現状のなかで、子どもや学校の教育的ニーズに的確に対応するため特別支援教育支援員の増員を進めていくとしたところ
です。

議案資料の3ページをご覧ください。

2番目の観点別評価の中で、特別支援教育支援員配置事業については、全て妥当ということで、評価のまとめとしては、具体的には、特別教育支援員が、週4日配置の小学校2校、週3日配置の小学校2校、兼務のみで週3日配置の中学校1校に対して週5日常駐できるように配置を進めていく。そして、市全体の実情を把握しながら配置転換を進めていくとして、まとめ
てございます。

以上で、学校教育課分の事務事業の点検・評価について説明を終わります。よろしくご審議
くださいますようお願いいたします。

(中摩参事)

それでは、社会教育課所管分の評価対象事業につきまして、ご説明いたします。

資料1の5ページをお開きください。6ページ目は差し替え分をご覧ください。

今回、社会教育課では文化財保護事業を事務事業評価の対象としたところ
です。本事業の目的は、文化財保護法及び指宿市文化財保護条例に基づき、市民共有の財産である文化財の適切な調査・研究・保存・活用を進めるとともに、文化財に関する啓発活動を行い、より多くの市民が文化財の価値を理解し、歴史と文化に親しみ、文化財を大切にすることで、ふるさとに愛着を持てるようにするとともに、郷土教育への活用を図ること
であります。本事業の手段としては、①文化財指定のための文化財保護審議会による指定候補文化財の調査研究と価値付

け、②文化財清掃等の管理、③指定文化財説明看板等の設置、④文化財補修等に係る補助金の交付がございました。

次に、本事業の活動指標を4点あげてございます。一番目に、文化財保護審議会では、順次リストアップしている新市で保存すべき文化財について調査研究を進めること、二番目に、指定文化財について、管理団体等に清掃賃金を支出し、文化財活用に資するための清掃管理を行うこと、三番目に、指定文化財への学習目的等での訪問者のために、内容説明等の看板を整備し、市民や児童生徒及び観光客等へ文化財の価値の周知を図ること、四番目に、文化財の補修・整備のために所有者等が実施する事業に対して、予算の範囲で補助金を支出することとしております。

また、成果指標ですが、一番目に、調査研究に基づき、市にとって重要である文化財の指定について教育委員会の諮問に対して答申するとしており、実績では平成28年度に1件、平成29年度に1件が市指定文化財に指定されております。二番目に、指定文化財のうち、27箇所の管理を行っている個人を含む23団体に対し、清掃賃金を支給するとしております。三番目に、説明看板数56件に対し、修繕必要数19件、案内板数31件に対し、修繕必要数15件であり、看板設置は年2件程度としております。実績ではお示しのとおり、平成28年度・平成29年度とも2件について看板を設置しております。四番目の、文化財の補修・整備のための補助金支出でございますが、実績ではお示しのとおり、平成28年度・平成29年度とも2件ずつ補助金を支出しております。

次に、今後の活動展開及び波及効果についてですが、文化財の管理団体等や地域との連携を図り、文化財の意義に関する認識を高め、市民が主体的に文化財の保護と活用に取り組める体制整備に努めることで、全市的に文化財を核とした人づくり・まちづくりを推進できるとともに、併せまして、郷土教育に資する活動を推進できるものとしています。

次に、事務事業の評価についてご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず、事務事業の妥当性についてですが、妥当性については、妥当としております。理由といたしましては、市民の共有財産である文化財の適切な調査研究・管理・保存・活用を進めることで、より多くの市民が本市の歴史と文化に興味を持つために、郷土教育での活用だけでなく、地域での活用、観光面での活用も図れるようにすることは行政の責務であることから、本事業の妥当性は高いと考えられるところで。

次に効率性ですが、これは課題ありとしており、コストの削減余地については、削減余地はないとしております。理由についてですが、教育委員会が諮問した文化財について、文化財保護審議会が調査研究を行い、毎年確実に文化財の指定が行われておりますが、管理清掃賃金については、実績回数424回に対し、予算範囲内の120回分の支出となっている現状があること。また、看板設置については予算の範囲では年2件の立て替え程度となり、旧市町時代に設置され老朽化した看板の整備が追いつかない現状があること。一方で、文化財補修等に係る補助金交付に関しては、地域を上げて地域の文化財の補修や環境整備に取り組むことで、低コストで高い効果を上げていることがあります。以上のことから、補助金の支出に関してはコスト以上の成果となっているところですが、管理清掃や看板設置に関しては、予算的に不足している現状であるためとしております。

次に、有効性ですが、これも課題ありとしており、成果指標値の達成状況は、ほぼ達成とされています。理由ですが、市民や観光客等への文化財の周知については、指宿まるごと博物館構想に基づく博物館企画展やまちあるき等の実施によって一定の成果は達成しており、さらに、郷土教育の一環として、商工会議所の協力をもらい、いぶすきジュニア検定を実施するなど、青少年が郷土の文化財に興味関心を持つ機会を設けているところです。しかしながら、文化財保護事業としては、予算の範囲内での執行という制限があり、看板設置や清掃賃金について、予算の拡大が必要となっているためでございます。

特に、今後の文化財の維持管理に関しましては、高齢化や地域コミュニティの希薄化に伴い、管理団体等の継続にも不安が出てきている所があり、将来的な文化財の維持管理が課題となってくるためとしております。これらを踏まえまして、事務事業の改革・改善の方向性に関する社会教育課の一次評価については、見直しの上で継続とし、今後の方針としては、拡大と手段の改善としたところです。この理由としましては、文化財の管理等に取り組む管理団体や所有者の高齢化や地域コミュニティの希薄化は、今後の文化財の管理・保存・活用体制の継続に大きな課題となっているため、文化財の保全が困難となった場合、郷土教育への活用も困難な状況になる可能性が高いことから、市民全体で文化財保護・活用に取り組む体制づくりと、人材育成が急がれるためでございます。加えまして、文化財清掃管理、看板設置等予算の拡充が必要となると考えられるためでございます。

改革・改善の内容といたしましては、清掃賃金や看板設置に関する予算の拡大について今後検討するとし、郷土教育の推進のために、文化財を活用した教育機会を提供する目的で、学校教育との連携を進めること、文化財保護に取り組む市民や団体と連携を図り、文化財保護・管理・活用を個人や集落単位だけに任せるのではなく、校区単位等で連携して実施していただけるよう、体制整備に取り組むこととしております。このために、文化財の普及啓発に努めるとともに、市民とともに検討を行い、文化財保護計画を策定することで、全市的に文化財保護・管理及び活用に取り組める体制の構築を目指すこととしています。

続きまして、外部評価委員会からの意見・提言についてですが、資料2の6ページをご覧ください。

外部評価委員会の皆様からいただいた、主な内容でございますけれども、①の文化財の周知について、②の未指定文化財の保護について、③の専門家を入れた文化財の修復について、④の文化財関連予算について、⑤の子供の体験活動について、⑥の今和泉島津家墓地でのボランティア活動について、そして、⑦の道路管理について等のご意見をいただきました。これに対しまして、資料にお示しの対応等についてご説明をいたしたところです。詳細は資料をご覧ください。

こうした外部評価委員からの意見・提言を踏まえまして、議案資料の3ページをご覧ください。

事務事業の点検・評価の内容及び結果としまして、2の観点別評価では、③文化財保護事業について、妥当性については妥当とし、効率性と有効性については、見直しが必要であるとしております。また、評価の結果ですが、文化財の保存・継承を更に推進するため、既存事業の手段を改善し、文化財保護思想の啓発普及活動の効果を高めるために、ボランティア活動等と教育機会との融合や、地域での教育活動への文化財活用を促進するための手段改善などを行

い、学校、地域、社会教育団体等との連携を促進する所望のところであります。翌年度の事業計画ですが、社会教育委員の会議、社会教育関係団体、郷土芸能保存会等との協議機会を生かし、市民との協力関係の構築に努め、市民総ぐるみの保護体制の構築を目指すことと、そして、文化財の周知に関する手段の改善を進め、真に市民の誇りを醸成できるよう努める所望のところでございます。

以上で、社会教育課所管分の事務の点検・評価についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鶴本課長)

引き続きまして、議案資料の4ページをご覧いただきたいと思っております。

4番目のその他、評価対象事業以外で外部評価委員から出された意見というところでございますが、この部分につきましては、外部評価を行って行く中、その他の意見で、外部評価委員から出された意見及びそれに対する現段階での対応策をお示ししているところでございます。

各課のほうから説明をさせていただきます。

(中島室長)

学校整備室です。一番上の表になりますけれども、外部評価委員からのその他意見ということで、山川高校は昭和47年に校舎が建ち、かなり壁が劣化し爆裂状態にある。壁が落ちてくるという危険性があるので、早めに剥き出しにしているのだが、なかなか予算がつかず、見苦しい状態が続いているところである。市内の小中学校では、そういうことはないのか。というご意見がありました。

対応等として、市内の小中学校においても、老朽化が進んでいる。昭和40～50年代の建物も多いところである。学校施設個別計画を平成32年度までに策定し、それに則って整備をしていく予定である。爆裂があった場合は、危険が伴わないような対策を取りつつ、早目の改修工事を進めているところでございます。

(中山課長)

2段目～3段目、学校教育課関係になります。学校においては、いじめ対策というのはあるのか。自殺を図ったりとか、色々な問題をニュース等で観るたびに、指宿では、そういうことはないだろうと思っている。本当に悲惨なことなので、特に注意を払って、そういうことが起きる前に止めていただけるよう、お願いをしておきたいというご意見でした。

対応として、いじめに関しては色々なニュースがあり、本市でも起きないとは限らない。教育委員会としては、そういうことがいつでも起こりうるかもしれないという姿勢でいる。また、いじめに関しては、法律も変わってきている。例えば、担任がこれはいじめかなと思ったものは、今までは担任が処理していたが、学校全体で共有しなければならなくなっているの、学年主任、教頭、校長、生徒指導と、みんなで取り組むこととなった。これまで、喧嘩はいじめではないという認識だったが、本人がいじめだと思ったら、それもいじめということになり、いじめの定義が広がった。そのようなことから、いじめはないという学校は、要注意となる。いじめの件数が倍になっている学校は、それが良いとは言えないが、子どもたちを見

ることができているという認識である。いじめというのは、発生してから3か月間経過観察し、その間に何もなかった時に解消とされる。本市においても、いじめは何件か出てくるが、それが3か月以上継続している件は、現在のところはないと回答いたしました。

下の段の、小中一貫教育というのがあるが、スケジュール的にどうなっているのか、教えていただきたいというご意見には、小中一貫教育は、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の連続した学びの中で子どもの育成を図るものである。本年度と来年度の2年間で準備期間としており、現在、各中学校区で話し合いを持ち、実践しながら準備を進めている。平成32年度からは、全中学校区で施設分離型の小中一貫教育を全面实施する予定であると回答いたしました。

(西森教育長)

以上で、3つの事業の外部評価委員の皆様方の評価等も交えてご報告いただきました。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

議案4ページ、学校においてのいじめ対策の対応で、いじめはないという学校は、要注意となるというところを、もう少し詳しく説明していただきたいです。

(中山課長)

いじめの認知件数というのを、月ごとに学校から報告していただいております。認知されなかったと報告された学校は、本当にゼロならそれで良いのですが、教師としてそういう視点に立って、いじめを認知する。いじめが大きくなる前に認知をして、それが小さいうちに解決をしていくというものを委員会としては考えています。例えば、大きな学校で本当はいくつか認知できるものが出てくる中で、ゼロとなっていたとして、小さな学校が5件となっていたとき、その差を考えた場合、担任がその視点で見ると意見なら構わないのですが、こちらとしても本当はないのか、担当のほうでも確認をしながら進めていきます。認知があった場合は、それがどのような状況で、今はどんな風になっているのかということをお話していきます。

いじめに関しては、あるという認識を持って子どもたちに接してほしいということで進めているところです。ですので、ゼロだから問題であるという言い方はしませんが、こちらとしてはゼロだから安心だという感覚ではなくて、本当にゼロなのだろうかという思いをもって、委員会としては学校に投げかけているという状況です。

(西森教育長)

いじめについては、マスコミ等で色々な報道があって、命を亡くすという事案も発生しておりますので、特に学校においては全校体制で、いじめについては対応していこうと。単に、学級の担任が判断をして終わらせるということではなく、学校のいじめを認知する最終責任者を学校長として、そこまで判断をしていきながら対応していくという学校のあり方、教育委員会の指導のあり方、そういうものが今、慎重になってきているところでございます。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

(藤井委員)

特別支援教育支援員の配置事業についてですが、恐らくどの学校も、もう少し増員してほしいと思います。人数もあると思うのですが、資格の見直しや増員についてという対応のところで、支援員の人材確保に関しては、資格等を見直しも含めて、柔軟に検討してまいりたいと考えておりますとあります。現在の支援員になるための資格を教えてくださいということ、見直しに関して、どのように柔軟に検討しようとしているのか、お聞かせいただきたいです。

(中山課長)

資格については、これがないと採用しないというものではないのですが、こういうのが望ましいというものについては、教員免許、幼稚園・保母、学校関係、子ども関係といった部分の資格。特に教員免許を持っていたらということで、私たちは考えています。そこに対しての見直しということで、色々な資格を持った人を採用していくべきではないか、ということになりますが、今回の柔軟な見直しということに関しては、逆になります。今、教員も大変足りない状況にあるのですが、この特別支援員の資格で教員免許を持っている人と限定していくと、その資格を持っている人たちが期限付教諭等で採用されていく中で、なかなか集まらない。

そんな中で、そういう資格を持っていないけれど、学校に勤務したことがあるとか、必要最低限なことで、子どもが好きである、そういう子育ての経験があるとか、資格だけに囚われずに、面接等で柔軟に対応していくというところなんです。これは今、人数を増やしていこうという風に考えてはいるのですが、逆に内輪の課題としては、本当に人員が確保できるのかというのは、正直心配しているところです。実際、本年度は人数が揃ってのスタートはできませんでしたし、転勤等の理由により本年度で辞めるというのも何人か聞いておりますので、これ以外を補充していくというのは非常に大変。そういう意味では、少し資格等の内容を柔軟にしていくなきゃいけないという意味で、そのような表記になっているところです。

(藤井委員)

その見直しについてですが、私見としては無資格者であっても、その対象者のお子さんを持つ保護者でも良いと思います。保護者はやはり、自分の子どものこととして、保護者会等の中でも一生懸命勉強しますし、色々な専門の病院の先生たちからも指導を受けていますし、その子どもたちの特徴を掴むことも得意です。後は、学校の先生の対応として、あの先生はよく分かっているという意見もよく聞きます。

資格がなくても、日常の生活の中での体感として、子どもたちの対応もすごく上手な保護者が多いです。しかし、資格が何もないということで、今まで支援員をしたことはない。資格も

あって、保護者なら最強だと思います。資格がなくても、支援員をやりたいというのであれば、適任なのではないかと思う方はたくさんいますので、そういう子育てをしたお父さん、お母さんというのも、支援員として、とても良い人材なのではないか、支援員をしたい方がいるかは別として、一つの案として保護者というのも入れたらいいのではないかと思います。

(中山課長)

今、藤井委員がおっしゃったとおりと考えております。私たちも資格の有無ということよりは、接した方々の感覚からして、そういう保護者の中で非常に長けていて、支援方法も知っている。こうすればいいのではないかと詳しい方とも何人か接してきています。そういう柔軟な意味では、資格がなくてもそういった保護者や、やる気があるという方を採用していきたいと思っていますところでは。

(西森教育長)

支援員の確保、募集の方法はどうしているのですか。

(中山課長)

広く応募するという方法もあるとは思いますが、今の方法としては資格を持っている、または関係者の方に聞きながら、割とピンポイントな感じをお願いしているのが多いかと思いません。

(西森教育長)

ハローワークに求人募集を出して、募っているということではないということですね。

先程もありましたように、現実的に人を確保できない、年度初めに配置ができない、というような状況もございますので、今後はやはり、藤井委員がおっしゃったように、関心がある、または経験のある方に、講習会のようなもので少し勉強をしてもらって、登録制なりにしながら、配置をお願いしていくという方法もあるのかなと思います。

社会教育課のほうで学校応援団の活動をしておられますので、学校応援団ボランティアとして、学校がそういう人材を把握していれば、そちらのほうからも声かけをしていただいて支援員をお願いすると色々な形で課を超えて、連携を図っていかなければいけないのかなと、そういうのも考えていく必要があると思っています。

(七夕委員)

一次評価に、市内17の小中学校全てに常駐させるとありますが、これはいつ頃までを目途として考えていらっしゃいますか。

(中山課長)

一週間の内5日間、常にいる状態を常駐と考えているのですが、それが全ての学校において、一人以上の配置というのが今はできていない状態なので、来年度以降、そういったのができたらいいなということで一次評価で記しています。しかし、最終的にこの議案の中では、17

校全てという表現はしていないところです。というのは、17校の内1校は極小規模校で、学校のほうからも必要だということが出てきていないので、今も配置はしていません。それ以外の所も、週3日や週2日で常駐していきたいと思っているところです。予算が認められれば一年でも早くそういう状況が実現できればと考えているところです。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1議案第57号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1議案第57号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第2報告第14号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）教育委員会関係分の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第2報告第14号、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）教育委員会関係分の決定について、ご報告申し上げます。

資料の5ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）教育委員会関係分を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

別冊1の資料の3ページをお開きください。

平成30年度指宿市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,519万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億2,123万7千円とするものであります。

6ページをお開きください。

款9教育費は、299万7千円を追加し、歳出の総額を27億7,544万3千円にするものであります。

次に、予算に関する説明書に基づき説明いたします。教育委員会所管分に関する歳入はありませんでしたので、歳出について説明いたします。13ページをお開きください。

中段の表の款9教育費、項1教育総務費から、15ページの項7保健体育費までの各目に人件費及び月額臨時職員に係る賃金、共済費を計上しておりますが、これは、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正等に基づく人件費及び賃金等の補正であります。

以上で報告を終わります。

(西森教育長)

条例の改正に伴いまして、それぞれの手当て等の改正を行った、という予算説明でございました。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2報告第14号は終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第3議案第58号、時遊館COCCOはしむれ特別企画展の特別観覧料の設定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第3議案第58号、時遊館COCCOはしむれ特別企画展の特別観覧料の設定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをお開きください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則第11条の規定に基づき、時遊館COCCOはしむれ特別企画展の特別観覧料を、別紙のとおり設定したいので指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第19号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

8ページをお開きください。

指宿市考古博物館時遊館COCCO橋牟礼条例施行規則第11条には、条例第6条第2項及び第3項の規定による特別観覧料等は、別表のとおりとするとあります。別表では、特別企画展等の特別観覧料等は教育委員会が別途定めるところであります。

7ページをお開きください。

現在、時遊館COCCOはしむれで開催しております特別企画展、西郷隆盛と海洋国家薩摩の特別観覧料は、いぶすき西郷どん館の開催期間中は、大人は個人150円、団体・家族100円、小人

は個人100円、団体・家族50円となっているところでもあります。いぶすき西郷どん館は、平成31年1月14日に終了するところではありますが、1月13日に行われる、いぶすき菜の花マラソンに、多くの参加者やその家族らが指宿市内に訪れることから、いぶすき西郷どん館の入場者増を図る目的で、平成31年1月12日（土曜日）から14日（月曜日・祝日）までの3日間、無料開放を行いたいと、いぶすき西郷どん館実行委員会から申し出があったところでございます。

特別企画展は、時遊館COCCOはしむれの1階講堂に設置されているドラマ館と一体として、いぶすき西郷どん館として位置づけられているところでもあります。いぶすき西郷どん館無料開放に関する実行委員会の申し出に対応するために、特別企画展の特別観覧料につきまして、平成31年1月12日（土曜日）から14日（月曜日・祝日）までの間、無料にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

（西森教育長）

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。
現在の入館状況はいかがですか。

（中摩参事）

いぶすき西郷どん館の入館状況ですが、昨日現在で56,057名となっている状況でございます。なお、特別企画展は昨年10月から開館をしておりますので、約2,200名多い58,281名となっているところでございます。

（西森教育長）

企画展は、例年とすると増えているということですか。

（中摩参事）

例年としますと、過去の実績で一番入館者が多かったのが、平成20年度に行いました、天璋院篤姫とその時代という企画展が8,849名となっておりますので、その6倍程度の人数になっているところでございます。

（西森教育長）

企画展は、西郷どん館が終わっても続くわけですね。

（中摩参事）

はい。資料の7ページの表にお示しのとおり、西郷どん館が終わりましても、平成31年3月17日までは、特別企画展のみオープンするという形にしております。

（西森教育長）

西郷どん館に併せて、企画展のほうも無料にしていきたい、という申し出があったところですが、よろしいでしょうか。

(別府委員)

1階と2階部分が3日間無料ということですが、どのような形で告知はされるのでしょうか。

(中摩参事)

菜の花マラソン当日のチラシ配布、新聞・テレビ等を使って告知をしないと、実行委員会では検討していると聞いております。

(西森教育長)

実行委員会のほうで告知はしていくということですね。たくさんの方々に観に来ていただいて、鹿児島、指宿を知っていただきたい、という思いも含まれているのではないかと思います。

(七夕委員)

無料にすることによって、増員を図るとというのが目的と今、説明がございましたけれども、増員したら、次に何に期待されていらっしゃるのかなと思ってお尋ねします。

(中摩参事)

COCCOはしむれの観点から申し上げますと、先程、過去の企画展の何倍の人が来ていると申し上げました。西郷どん館は、大河ドラマが放映されたことで、それに関するドラマ館があるということでお出でいただきましたけれども、逆にCOCCOはしむれでは、このような展示をしているところです。また、指宿市にはこのような重要な歴史や文化がある、というPRが従来のやり方よりも広くできていると考えております。

そういった成果としては、COCCOはしむれに対して、一切興味・関心をもたれなかった方についても、西郷どんという入口で来られているところがありますので、認知や周知が図られていると思います。こういった認知や周知を今後も生かしていきたいと考えております。それによって、更に指宿について市民の方はもちろん、周りの方々にも知っていただいて、それでまた指宿市民の方々も興味・関心をもたれる、そういった相乗効果も期待しているところでございます。

(七夕委員)

それは過去の実績からもそうあるということで、認識していいのでしょうか。

(中摩参事)

過去の実績のお話をされますと、なかなか辛い部分もあるところではございますが、正直な話、西郷どん館により、1年間で56,000名のお客様がみえています。大河ドラマが終わり、ドラマ館も閉じて2階の展示だけになる。また、4月以降は通常の展示のみになっていく場合、それが後をどれくらい引くかという話でございます。篤姫のときも、企画展にはその後も通常よりたくさんの方がみえました。ただ、ホテルや旅館であったり、ゴールデンウィークで帰ってこられた家族の方に知ってもらえるような、相当な努力をしなければならず、これもしているということが通じなければ、なかなか足を運んでいただけない。建物が建っているだけでは寄ってくれない、

という現状もございますので、色々な努力が必要だと覚悟はしているところです。

(七夕委員)

分かりました。ありがとうございます。

(西森教育長)

たくさんの方の来館者があるように、更にPR等もお願いしたいと思います。

(藤井委員)

菜の花マラソンの期間に併せて無料にするということですが、この期間はただでさえ人が集まって、土曜日にも前日の登録のために、ものすごい渋滞になります。菜の花マラソン関係以外の方は、とんでもない渋滞に巻き込まれると思います。COCCOはしむれに行くには、マラソンコースの一部を通らなければならないわけですが、菜の花マラソンに関係なく、無料だから行ってみよう、例えば鹿児島市から来たとしたら、帰りはとんでもない渋滞になるので、そこについてはどうお考えなのでしょうか。

(中摩参事)

ご指摘のとおり、菜の花マラソンに参加される方は、前日も終わった後も国道226号線の渋滞がすごいものがございます。ただ、従来も菜の花マラソンの会場で、COCCOはしむれのPRをしています。参加をされる方は走っているのですが、応援をしている家族については、走っている家族が帰ってくるまで、何処に行けばいいのか分からない、というご意見もたくさん聞く機会がございます。それもあまして、せっかくお出でですので、走られる前日や、翌日も祝日になっておりますので、その日に帰りがてら寄っていただくとか、そういったことも併せていただければと思っております。

一旦、マラソン選手団が通ってしまえば、道の規制もそこは外れます。指宿市民、鹿児島市から来られる方も、13日の日曜日が非常にすごいというのは、皆様ある程度はご承知かなと思っております。指宿に入られましたら、ぜひCOCCOはしむれに足を運んでいただければと考えているところです。

(西森教育長)

帰りの国道226号線の混雑はすごいので、できるだけ公共機関をという話もあるのでしょうけれど、COCCOはしむれのほうでそれについての対応というのは、特にはないということですね。

(中摩参事)

COCCOはしむれのほうでは、駐車場も広く準備をしておりますし、車を停める場所について困られるということは、恐らくないだろうと思っておりますのでございます。

(西森教育長)

事故等がないように、実行委員会と連携を密にして対応していただきたいと思っております。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第3議案第58号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第3議案第58号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

その他で何かございませんか。

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成30年第12回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。